

質問事項に対する回答書⑤

(件名) 北陸自動車道 R5長岡管内橋梁補修工事

番号	日付	資料の種類	質問事項	回答
1	11月15日	特記仕様書 4.4-2 配置技術者の工事経験について	現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成 20 年度以降に元請けとして完成及び引渡しを完了した「a)橋梁の維持修繕工事、b)自動車専用道路において車線規制を実施した工事」の経験を有すること。との記載がありますが以下①②のケースでこの条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。 ① 現場代理人・監理技術者のどちらか 1 人が 2 つの条件を満たす。 ② 現場代理人・監理技術者がそれぞれ 1 つの条件を満たし 2 人で 2 つの条件を満たす。	特記仕様書の記載に誤りがありました。後日、訂正公告を掲載します。
2	11月15日	特記仕様書 13-9 架空線等上空施設について	架空線の移設が必要になった場合、設計変更の対象になりますでしょうか。	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じる等の場合は、設計変更協議の対象となります。
3	11月15日	特記仕様書 13-12 保安に関する費用について	文章中に「光通信ケーブル等の試掘に要する費用」と有りますが試掘が必要となる橋梁・箇所をご教授下さい。	特記仕様書「6.関連施設その他との関係(4)電力・通信施設関係」に記載している内容に準じてください。
4	11月15日	特記仕様書 22-5・22-10 断面修復工・コンクリートはつり工	断面修復工・コンクリートはつり工の深さ(cm)は劣化部除去後のはつり深さの検測値によって決定するものと考えてよろしいでしょうか。	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じる等の場合は、設計変更協議の対象となります。
5	11月15日	特記仕様書 22-6-3 施工(3)について	施工範囲が既設はく落防止対策層と隣接する場合、10cm以上のラップ長を設けるものとすると思いますが、本工事で使用するはく落防止対策工の材料にメーカー実施の性能証明書があれば、定着部の品質試験に関する試験は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	性能証明書に記載していれば、別途試験は必要ありません。
6	11月15日	特記仕様書 22-9・22-9-1	一般道交通規制における交通誘導員Bにおいて、休憩時の交代要員は不要と記載されておりますが、警察署の協議において交代要員が必要だと判断された場合は、協議の対象と考えてよろしいでしょうか	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じる等の場合は、設計変更協議の対象となります。
7	11月15日	特記仕様書 22-10-3 施工(1)について	連続した断面のはつり場合は鉄筋の孕み出し防止のため、ある大きさ毎に施工する必要はありますでしょうか。また、一度の施工ではつる大きさに制限はありますでしょうか。	貴社の施工計画に基づき検討してください。
8	11月15日	特記仕様書 22-10-3 施工(3)について	腐食による断面欠損が著しい鉄筋を発見した場合は速やかに監督員へ報告するものとし、補修方法については監督員と協議するものがありますが、協議後にはつり工が必要な場合は新工種として設計変更の対象になりますでしょうか。	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じる等の場合は、設計変更協議の対象となります。

番号	日付	資料の種類	質問事項	回答
9	11月15日	特記仕様書 22-13 検査路撤去設置工関する費用について	検査路は、調査後の協議により必要最低限を撤去とありますが、調査した結果で撤去をしない場合において、調査費は設計変更の対象となりますでしょうか。	工事目的物を施工するために間接的に必要となる費用ですので、諸経費に含むものとなります。つきまして、調査費は設計変更協議の対象とはなりません。
10	11月15日	特記仕様書 22-13-3、22-16-3(4) 現地調査、事前調査について	特記仕様書 22-13-3 の文章中に「現地調査結果に基づく」、また 22-16-3(4)の文章中に「事前調査の結果に基づき」との記載が有りますが、事前 調査は各橋梁どの範囲で実施すればよろしいでしょうか。またその費用についてはどの様に考えれば良いかご教授下さい。	貴社が施工に必要な範囲でご検討ください。費用に関しては、工事目的物を施工するために間接的に必要となる費用ですので、諸経費に含むものとなります。
11	11月15日	設計図 52/146 JCT9について	はく落防止対策工の実施箇所にある植物の撤去が必要となります。撤去、処分は設計変更の対象となりますでしょうか。	工事目的物を施工するために間接的に必要となる費用ですので、諸経費に含むものとなります。つきまして、調査費は設計変更協議の対象とはなりません。
12	11月15日	設計図 56/146 他	はつり施工時において、支承や根巻モルタルをはがれる可能性があります。また、既設鋼材の塗装などが落ちる可能性があります。復旧方法 に関しては協議対象と考えてよろしいでしょうか	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じる等の場合は、設計変更協議の対象となります。
13	11月15日	設計図 99/146	藤山橋作業エリアに車両を進入および退出させる場合は、料金所を通過させる必要がありますでしょうか。	料金所の通過は不要と考えております。料金所手前でUターンし、管理用道路の使用を考えております。
14	11月15日	設計 110/146 他	坂井田橋妻部のはつり工、断面修復工、などにおいて作業空間が狭いため通常作業ができない場合は設計変更の対象となりますでしょうか。	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じる等の場合は、設計変更協議の対象となります。
15	11月15日	設計図 125/146 桜町橋 上下線 P1-A2床版下面(A2橋台側端部)水切り工について	展開図上下線路肩側の面木位置が高欄天端になっていると思われませんが、正しいでしょうか	設計図P125/146 桜町橋の水切り工範囲に誤りがありました。後日、訂正公告を掲載いたします。
16	11月15日	設計図 141/146 小千谷 80 について	上部床版下面に車突跡が多数あります。本工事で、はく落対策工実施から竣工までに車突損傷を受ける可能性があります。損傷を受け再度 施工した場合は設計変更の対象となりますでしょうか	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じる等の場合は、設計変更協議の対象となります。